

# 定款

一般社団法人 新日本調理師会

# 一般社団法人新日本調理師会 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人新日本調理師会(以下「本会」という)と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を横浜市神奈川区に置く。

2 本会は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、調理法に基づく調理師の資質の向上及び合理的な調理技術の発展を図り、もって国民の食生活の向上と健康の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 調理に関する資料収集及び調査研究並びに知識の普及に関する事業
- (2) 調理技術の向上に関する事業
- (3) 食文化の伝承に関する事業
- (4) 健康の増進及び食育の推進に関する事業
- (5) 機関誌その他刊行物の発行に関する事業
- (6) 講習会の開催等調理師の育成並びに調理師の資質及び技術の向上に関する事業
- (7) 会員の福祉の向上と地位の確立に関する事業

- (8) その他前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業  
2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

### 第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 本会に次の会員を置く。正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 本会の事業に賛同して入会した都道府県の調理師会、又は調理師会正会員の個人。
- (2) 賛助会員 本会の事業に協賛する団体又は個人であって理事会の承認を得たもの

(会員の資格の取得)

第6条 本会の会員になろうとするものは、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時から別に定める規定により会費を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 本会の定款その他規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 総会の決議があったとき。
- (3) 当該会員が死亡又は解散したとき。

## 第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの付属明細書の承認
- (2) 定款の変更
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 会員の除名
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分の承認
- (7) その他総会で決議をするものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催することができる。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会決議に基づき会長(第19条第3項に定める代表理事をいう。以下同

じ)が招集する。

(議長)

第 15 条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第 16 条 総会における議決権は、正会員 1 名に 1 個とする。

(決議)

第 17 条 総会の決議は、正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席(委任状も含む)し、出席した当該正会員の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、正会員の半数以上(委任状も含む)であって、出席した当該正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 基本財産の設定及び処分
- (6) その他法令で定められた事項

(議事録)

第 18 条 総会の議事録については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び総会に出席した正会員のうちから選出された議事録署名人 2 名は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

## 第 5 章 役員等

(役員を設置)

第 19 条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上 20 名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長、7名以内を副会長及び1名を専務理事とする。

3 会長をもって一般法人法上の代表理事とし、副会長及び専務理事をもって同法第91条1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、正会員の中から総会の決議によって選任する。

なお、正会員の地位を失った時点で退任する。

2 会長、副会長及び専務理事は理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。

4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。

5 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行状況を報告しなければならない。

6 理事は監事を兼ねることはできない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員のパ償責任の免除又は権限)

第 23 条 役員は法令に定める任務を怠ったときは、本会に対してこれによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2 前項の規定にかかわらず、本会は、役員的一般法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって賠償責任額から法令に定める最低責任限度を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(役員のパ任期)

第 24 条 理事のパ任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事のパ任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事のパ任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 19 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事として権利義務を有する。

(役員のパ解任)

第 25 条 理事及び監事は、次のいずれかに該当するときは、総会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またこれに堪えないと認められるとき。

(報酬等)

第 26 条 理事及び監事は、無報酬とする。

(顧問の設置)

第 27 条 本会には理事会の決議により若干名の顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会において選任及び解任する。
- 3 顧問の報酬は、無償とする。
- 4 顧問の定義は別に定める。

## 第6章 理事会

(構成)

第28条 本会に理事会を置く。

2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務をおこなう。

- (1) 本会の業務の執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第32条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案につき議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第33条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告すること

を要しない。

(議事録)

第 34 条 理事会の議事録については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、会長が欠席した時は、出席した理事及び監事の全員がこれに記名押印しなければならない。

## 第 7 章 委員会

(委員会の設置)

第 35 条 本会に、必要に応じて各種委員会を設置することができる。

2 委員会の設置及び解散は、理事会においてこれを行う。

(委員会の構成)

第 36 条 前条の委員会の委員は、理事会においてこれを選任する。

2 人数は必要に応じてこれを定める。

(委員会の任務)

第 37 条 委員会は理事会の命を受けて、必要な業務を行う。

## 第 8 章 資産及び会計

(基本財産の管理等)

第 38 条 本会の基本財産及びその管理は、総会において別に定めるところによるものとし、本会の目的を達成するために善良な管理者の注意を持って管理するとともに、処分するときは、あらかじめ理事会及び総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第 39 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 40 条 本会の事業計画、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。

これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第 41 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 6 号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の付属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の付属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款、正会員名簿を主たる事務所に備え置く。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況を概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

## 第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、第17条第2項の総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第43条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

## 第10章 公告の方法

(公告の方法)

第44条 本会の公告は、本会の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第11章 支部及び事務局

(支部の設置等)

第45条 本会は、本会の目的及び事業を達成するため、都道府県に支部を設置する。

2 支部には支部長、副支部長を置く。

3 支部長は、会長が理事会の承認を得て任免する。

4 その他副支部長支部役員は支部長が選任して理事会の承認を得て任免する。

(事務局の設置等)

第46条 本会の事務処理をするため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を経て任免する。

4 事務局の運営に関し必要な事項は、総会の決議を経て、会長が別に定める。

(委任)

第 47 条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

## 第 12 章 付則

(最初の事業年度)

第 48 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和 4 年 3 月 31 日までとする。

(定款に定めない事項)

第 49 条 この定款に定めない事項については、すべての法人法その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人新日本調理師会を設立するため、設立時社員小山正武らの定款作成代理人である司法書士高橋啓は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。